

議会事務局告示第五号

広島県議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

広島県議会議長 中 本 隆 志

広島県議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

広島県議会個人情報保護条例施行規程（令和五年三月三十日議会事務局告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号 (第9条関係)</p> <p>(略)</p> <p>開示請求書</p> <p>(略)</p> <p>1 (略) [Redacted]</p> <p>2 (略) [Redacted] (略)</p> <p>3 本人確認等 (略)</p> <p>イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>個人番号カード <input type="checkbox"/>在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/>その他 () ※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。</p> <p>(略) (略) (略)</p> <p>4 (略) [Redacted] (略)</p>	<p>様式第1号 (第9条関係)</p> <p>(略)</p> <p>開示請求書</p> <p>(略)</p> <p>1 (略) [Redacted]</p> <p>2 (略) [Redacted] (略)</p> <p>3 本人確認等 (略)</p> <p>イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/>在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/>その他 () ※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。</p> <p>(略) (略) (略)</p> <p>4 (略) [Redacted] (略)</p>

様式第11号 (第20条関係)

(略)

訂正請求書

(略)

(略)

(略)

2 請求者本人確認書類

運転免許証

個人番号カード

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他 ()

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

(略)

(略)

(略)

様式第11号 (第20条関係)

(略)

訂正請求書

(略)

(略)

(略)

2 請求者本人確認書類

運転免許証

個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの)

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他 ()

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

(略)

(略)

(略)

様式第17号 (第25条関係)

(略)

利用停止請求書

(略)

(略)

(略)

2 請求者本人確認書類

運転免許証

個人番号カード

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他 ()

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

(略)

(略)

(略)

様式第17号 (第25条関係)

(略)

利用停止請求書

(略)

(略)

(略)

2 請求者本人確認書類

運転免許証

個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの)

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他 ()

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

(略)

(略)

(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和八年一月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の広島県議会個人情報保護条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の広島県議会個人情報保護条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。